

感染症の予防及びまん延防止のための指針

合同会社グローリー

- 1 基本方針 合同会社グローリー（以下「事業所」という）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という）の健康と安全確保の為、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう、本指針を定めるものである。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための体制 感染対策委員会の設置
 - (1) 設置の目的 事業所内での感染を未然に防止するとともに発生時の対策を検討し、全職員へ周知徹底する。
 - (2) 感染対策委員会の構成メンバー 事業所管理者・計画作成担当者・常勤職員、その他感染対策の知識を有するもの。
 - (3) 感染対策委員会の開催 概ね6ヵ月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。
 - (4) 感染対策委員会の役割
 - ①事業所内感染対策の立案
 - ②行動マニュアル（BCP）等の作成
 - ③事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の企画・実施
 - ④感染症発生時の対策の検討、対応と報告
 - ⑤情報（利用者の感染症等の既往の把握、利用者・職員の健康状態の把握等）の収集、整理
 - ⑥感染症対策実施状況の把握と評価
- 3 平常時の対応
 - (1) 職員の標準的な感染対策として、感染症の予防及びまん延防止のため、検温・手洗い・手指消毒・うがい・勤務中のマスクの着用を行う。

(2) 利用者宅で介護を行う際の職員の感染対策として、以下の事項について徹底する。

- ①検温・手洗い・手指消毒・うがい・勤務中のマスクの着用。
- ②1 ケアごとに手洗い、手指消毒、換気を行う。
- ③食事に関する支援の前は必ず手洗いを行う。介護職員が食中毒病原体の媒介者とならない よう注意を払う。
- ④排泄に関する支援では必ず使い捨て手袋を着用し、1 ケアごとに取り換える。手袋を外した 後も手洗い・手指消毒を行う。
- ⑤血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないように必要に応じて使い捨て手袋を使用する。

(3) 日常の観察 職員は、利用者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用者の身体の動きや声の 調子・大きさ、食欲などについて日頃から注意して観察し、利用者の健康状態に異常を発見 したらすぐに主治医などに知らせる。

4 発生時の対応

(1) 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関 や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。その内容に ついて全職員に周知する。

(2) 感染症又はそれが疑われる状況が発生した際には、拡大を防止するため速やかに以下の 事項に従って対応する。

①手洗いや排泄物・吐しゃ物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染拡大することがないように特に注意を払う。

②感染又は感染が疑われる利用者居室へ訪室する際は、訪室直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。訪室後速やかに使用していた予防着等をビニール袋に入れ、アルコール 消毒液で手指消毒を行う。

(3) 感染症又はそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを 記録する。

(4) サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の拡大を抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報情報の取扱いに十分は注意を払う。

5 指針の閲覧 職員、利用者及びその家族、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるようにする。

付則 この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する